

令和2年度 第3回香取市農業委員会総会議事録

令和2年6月5日

6月5日(金)香取市農業委員会会長 伊藤 寛は、下記議案審議のため、農業委員会総会を本庁7階全員協議会室に招集した。

- 日程第1 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第2 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する意見について
日程第3 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
日程第4 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について
日程第5 議案第5号 農用地利用配分計画案に対する意見について
日程第6 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第7 報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について

1. 出席委員は18名で、その氏名は下記のとおり

1番	林	浩	2番	平	川	君	子		
3番	石	橋	清	勝	4番	鈴	木	清	
5番	篠	塚	正	則	6番	遠	藤	宏	
7番	寺	島	美	幸	8番	片	野	壽	夫
9番	海	老	澤	武	10番	富	澤	克	彦
11番	飯	森	孝	12番	高	松	多	可	史
13番	鵜	澤	幹	司	14番	菅	谷	樹	雄
15番	林	藤	江	17番	大	堀	潔		
18番	栗	林	利	男	19番	伊	藤	寛	

1. 欠席委員は1名、その氏名は下記のとおり

16番 高 木 甚 一

事務局職員出席者

事務局長 椎 名 正 志 班 長 滑 川 典 文
主 査 高 橋 亮 太 郎 主 事 大 崎 隼 矢

開会 午後 2時52分

議長 それでは、本日の出席委員の確認をいたします。

本日出席委員は、18名です。

欠席委員は、16番 高木甚一委員であります。

したがいまして、委員の過半数が出席しておりますので、本日の総会は成立しております。

議長 ただいまから、令和2年度第3回農業委員会総会を開会いたします。

これより、会議に入ります。

審議のほど、よろしく願いいたします。

◎議事録署名委員の選任

議長 議事録署名委員の選出をいたします。

議長指名とさせていただきますと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

それでは、7番 寺島美幸委員、13番 鶴澤幹司委員を指名いたします。

◎議案の提出

議長 本日の提出議案について、お諮りいたします。

日程第1 議案第1号 ないし 日程第7 報告第2号を提案申し上げます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

◎日程第1 議案第1号

議長 日程第1 議案第1号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局班長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記のとおり農地法第3条の規定による許可申請書の提出があったので、許可について審議を求める。令和2年6月5日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明いたします。

ページは1ページから5ページで、整理番号は1番から13番までです。

整理番号1番、5番、7番は、譲渡人が農業経営廃止のため、譲受人に対し、1番、5番は売買により、7番は贈与により所有権移転をするものです。

整理番号2番は、譲渡人が遠方に住んでおり耕作できないため、譲受人に所有権移転するものです。

整理番号3番、4番、6番、8番、9番、10番、11番は、譲受人が農業経営の規模拡大を図るため、売買により所有権移転を受けるものです。

整理番号12番は、譲受人が営農型太陽光発電施設設置のため、農地の空中のパネル部分に区分地上権を設定するものです。

この案件につきましては、農地法5条の一時転用の許可申請も要する案件でありますので、本総会で3条、5条併せて提出されています。

営農型太陽光発電の設備については、農地の所有者と耕作者は同じですが、発電業者が異なる場合には、支柱部分については、一時転用許可、空中のパネル部分については、3条の区分地上権の設定申請手続きが必要となります。

3条の区分地上権の許可は、一時転用の許可が条件となっておりますので、一時転用の許可と同時に3条の許可が出ることとなります。

なお、一時転用の案件につきましては、議案第3号整理番号1番でご審議いただきます。

整理番号13番は、譲渡人の遺産整理のため、贈与により所有権移転を受けるものです。

以上、13件でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第4班 班長 飯森 孝委員。

1 1番飯森委員 議案第1号 去る、5月27日、水曜日午後1時30分より市役所301会議室において、第4班の事前審査会を開催しました。

提出されました農地法第3条の案件は13件であります。

案件については、書類および写真により審査を実施いたしました。

それでは、審査結果について報告いたします。

議案第1号のうち、整理番号12番以外の案件については、農地法第3条第2項規定の不許可の項目に該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしており権利取得後も適切な管理が行われるものと考えます。

次に、整理番号12番については、農地法第3条第2項ただし書に定められている、「申請農地の営農に支障はないか」・「申請農地の周辺の農地の営農に支障はないか」・「申請農地の耕作者からの同意はあるか」を調査したところ、いずれも満たしているものと思われます。

したがって、許可が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明お願いいたします。

議長 議案第1号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案がありますので、当該事案を分離して審議いたします。

まず、議案第1号 整理番号7番について、審議をいたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号7番について、8番 片野壽夫委員。

8番片野委員 整理番号7番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人は相続により農地を取得したものの農業経営を行っていないため、このまま自分で管理していくことが困難と判断し、友人である譲受人に贈与による所有移転が整ったものです。

したがって、今後も適正な農地の維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第1号 整理番号7番については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号 整理番号7番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

議 長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番について、1番、2番、3番の3件について、1番 林 浩委員。

1番林委員 整理番号1番について、吉野推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人は農業経営廃止のため、農地を処分したい意向があり譲受人と売買による所有権移転の協議が整ったものです。

譲受人は、申請地の近くに既に土地を持っており耕作していることから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

次に、整理番号2番について、吉野推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人は遠隔地に住んでおり耕作に不便であるため、弟である譲受人に耕作をしてもらいたい意向があり、譲受人は農業経営を拡大したい意向があるため、贈与による所有権移転の協議が整ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われま

すが、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

なお、3番案件と譲受人は同一であります。

次に、整理番号3番について、吉野推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人が農業経営の縮小のため、農地を処分したい意向があり、申請地は譲受人の自宅から近く、耕作利便のため売買による所有権移転の協議が整ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われま

すが、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

なお、2番案件と譲受人は同一であります。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号4番について、2番 平川君子委員。

2番平川委員 整理番号4番について、伊東推進委員には電話にて連絡しております。

現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が自作地の隣接農地を取得し、規模拡大を図りたい意向があり、譲渡人と売買による所有権移転の協議が整ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われま

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号5番について、5番 篠塚正則委員。

5番篠塚委員 整理番号5番について、芹川推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人は農業経営廃止のため、農地を処分したい意向があり、譲受人と売買による所有権移転の協議が整ったものです。

譲受人は、10町歩を超える経営面積を営んでおり所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号6番について、7番 寺島美幸委員。

7番寺島委員 整理番号6番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

飛ヶ谷推進委員とは電話にて説明いたしました。

この申請は、譲受人が自作地の隣接農地を取得し、規模拡大を図りたい意向があり、譲渡人と売買による所有権移転の協議が整ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号8番、9番、10番の3件について、8番 片野壽夫委員。

8番片野委員 整理番号8番、9番、10番について、五喜田推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

なお、整理番号8番、9番、10番については、譲受人が同一であるため、一括して説明いたします。

これらの申請は、いずれの譲渡人も農業経営の規模縮小のために、農地を売り渡し農地所有適格法人である譲受人が農業経営の規模拡大を図るため、農地を取得するものであり、お

互いに協議が整ったため売買を行おうとするものです。

これまでの営農状況から所有権移転後は、良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号 11 番について、9 番 海老澤 武委員。

9 番海老澤委員 整理番号 11 番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が農業経営の規模拡大のため、売買にて譲り受けるものです。

申請地は、譲受人の自宅から近く耕作利便なため売買による所有権移転の協議が整ったものです。

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査方向を終わります。

議 長 整理番号 12 番について、13 番 鵜澤幹司委員。

13 番鵜澤委員 整理番号 12 番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

なお、齋藤推進委員には電話にて説明してあります。

本申請は、議案第 3 号整理番号 1 番、営農型太陽光発電施設の申請に関連するものです。

譲渡人が耕作を継続しながら、譲受人が農地の空中のパネル部分に区分地上権を設定して、営農型太陽光発電を行うものです。

したがって、特に問題がないと思われませんが議案第 3 号整理番号 1 番に関連していることから、本総会にて議案第 3 号整理番号 1 番が許可相当との意見を附して、進達することに決定された場合には、先ほど事務局から説明があったとおり、本案件の区分地上権の許可は一時転用の許可が条件となっておりますので、千葉県知事の処分と同様の処分に合わせる事が望ましいと思われしますので、一時転用の許可と同時に 3 条の許可をすることが妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号 13 番について、18 番 栗林利男委員。

18 番栗林委員 整理番号 13 番について、根本推進委員と電話で連絡してあります。現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人は相続にて取得したものの遺産整理のため、従前より賃貸借を締結している譲受人に、贈与により所有権移転の協議が整ったものです。

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第1号 整理番号7番を除く12件については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号 整理番号7番を除く12件については、原案のとおり決定いたします。

◎日程第2 議案第2号

議 長 日程第2 議案第2号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局班長 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する意見について。下記のとおり農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求めます。令和2年6月5日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

ページは、6ページから7ページで、整理番号は1番および5番です。

整理番号1番から5番については、関連案件で砂利採取事業の期間延長に伴う、砂利採取用地および砂利搬出路用地の一時転用期間延長の申請でございます。

以上、5件でございます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第4班 班長 飯森 孝委員。

1 1番飯森委員 事前審査会の審査結果について報告をいたします。

提出されました農地法第5条計画変更承認申請の案件は、5件です。すべて関連案件であ

ります。

整理番号1番から5番について書類で審査した結果、申請の用途に供することの確実性については問題ないとの意見でした。

したがって、議案第2号については、農地法第5条計画変更承認申請の要件を満たしているものと考えられ、承認相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

議 長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番、2番、3番、4番、5番の5件について、2番 平川君子委員。

2番平川委員 整理番号1番から5番につきましては、関連案件ですので、一括して伊東推進委員と現地調査等を行った結果を説明します。

この申請は、譲受人は〇〇に本店のある砂利採取業などを営む法人です。

場所は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の前の道を入った所です。

変更内容は、砂利採取計画の事業継続により砂利採取および搬出路用地として、一時転用の期間を1年間延長するものです。

なお、そのほかの内容に変更はなく、特に問題はないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第2号については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号については、承認相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第3 議案第3号

議 長 日程第3 議案第3号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局班長 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について。下記のとおり、農地法第5条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。令和2年6月5日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

ページは8ページで、整理番号は1番から3番です。

整理番号1番は、総会議案5ページの農地法第3条 議案第1号整理番号12番で、ご審議いただきました案件の関連となります。

転用目的は、営農型太陽光発電施設用地で、権利の内容は使用貸借権設定で、一時転用です。

申請地の農用地区分は、農用地区域内の農地であります。不許可例外事由Cに該当します。

整理番号2番、3番は関連案件であります。

整理番号2番、転用目的は専用住宅用地、整理番号3番は、その専用住宅の進入路用地で、いずれも権利の内容は所有権移転です。

申請地の農地区分は、第1種農地であります。不許可例外規定Iに該当します。

以上、3件でございます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第4班 班長 飯森 孝委員。

1 1番飯森委員 事前審査会の審査結果について、報告いたします。

提出されました農地法第5条の案件は3件であります。

書類および写真で審査した結果、農地法第5条許可申請の要件を満たしているものと考えられ、申請の用途に供することの確実性についても問題なく、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いいたします。

議長 議案第3号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案がありますので、当該事案を分離して審議いたします。

まず、議案第3号 整理番号2番、3番について、審議をいたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議 長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号2番、3番について、15番 林 藤江委員。

15番林委員 整理番号2番、3番につきまして関連案件ですので、一括して現地調査等を行った結果を説明いたします。

宇井推進委員には電話にて連絡し、それぞれ現地調査し意見を聞きました。

場所ですが、元の○○○○○の跡地の道を挟んで、ちょうど前になります。

この申請は、譲受人は現在実家住まいですが、建物が老朽化しており、建て替えを考えていましたが傾斜地にあり工事が難しいことから、妻の実家の近くである申請地に新たに専用住宅および進入路を建築する計画をしたものです。

申請地では、埋め立て等はいりません。

排水については、雨水は市道側溝へ流し、汚水・雑排水も合併浄化槽で処理後、側溝へ流します。

また、高低差がなく、隣接農地への土砂等の流出はありません。

なお、申請地は土地改良区の受益地内ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり周辺農地への営農に支障を生じる恐れもなく、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第3号 整理番号2番、3番については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号 整理番号2番、3番については、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

○番 ○○○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局班長 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について審議を求める。令和2年6月5日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

令和2年度第3次農用地利用集積計画は、ページは9ページから37ページで、整理番号1番から75番です。

所有権移転が2件、3,725㎡で、このうち田が1,840㎡、畑が1,885㎡です。

次に、使用貸借権設定の新規が1件、田で1,099㎡です。

次に、賃借権設定の新規が3件、7,001㎡、すべて畑です。

次に、再設定が8件、17,666㎡、すべて田です。

次に、農地中間管理機構分について、使用貸借権設定の新規が1件、田で425㎡です。

次に、賃借権設定の新規が60件、271,951㎡で、このうち田が208,670㎡、畑が63,281㎡です。

以上75件の第3次農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第4号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第5 議案第5号

議 長 日程第5 議案第5号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局班長 議案第5号 農用地利用配分計画案に対する意見について。下記のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見を求める。令和2年6月5日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

整理番号は1番から57番で、ページは38ページから62ページです。

使用貸借権設定の新規1件、田で425㎡です。

賃借権設定の新規56件、271,951㎡で、このうち田が208,670㎡、畑が63,281㎡です。

以上、57件の農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長 議案第5号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案がありますので、当該事案を分離して審議いたします。

まず、議案第5号 整理番号30番について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第5号 整理番号30番については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号 整理番号30番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○員 入場・着席)

議長 次に、議案第5号 整理番号46番について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第5号 整理番号46番については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号 整理番号46番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

議 長 次に、ただいま分離して審議した議案第5号の整理番号30番、46番を除く55件について、審議いたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

ただいま分離して審議した議案第5号の30番、46番を除く、55件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、ただいま分離して審議した議案第5号の30番、46番を除く、55件については、原案のとおり決定いたします。

◎日程第6 報告第1号

議 長 これより報告事項に入ります。

事務局班長 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について。下記のとおり農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による解約等の通知があったので報告する。令和2年6月5日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。
通知は1件です。

◎日程第7 報告第2号

事務局班長 報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について。下記のとおり農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による農用地利用集積計画（中途解約）の通知があったので報告する。令和2年6月5日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。
通知は76件です。

◎閉 会

議 長 以上、上程いたしました議案はすべて審議が終了いたしました。慎重なる審議に対しまして、厚くお礼申し上げます。

本日の総会は、これをもって閉会といたします。誠にありがとうございました。

閉会 午後 3時35分

上記の会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議 長

署 名 人

署 名 人